

家計急変世帯に対する令和5年度川口市 緊急支援給付金(3万円/1世帯)のご案内

受給には申請手続きが必要です

予期せず家計が急変したことにより令和4年1月から申請月までの収入が減少し、住民税が非課税相当となった川口市在住の世帯(世帯主)に給付金を支給します。

【給付額】 給付対象者:1世帯あたり3万円

※既に令和5年度川口市価格高騰緊急支援給付金を受け取った世帯は支給対象外です。

【支給対象となる世帯】

申請日時点で川口市に住民登録があつて、予期せず家計が急変したことにより、令和4年1月から申請月までの収入が減少し「**住民税均等割非課税相当**」の収入となった世帯

※令和4年1月から申請月までの「任意の1か月の収入」を12倍することで年収に換算して判定します。
ただし、令和4年1月から12月までの収入をもとに申請する場合は、令和5年度住民税均等割が課税の世帯でないことが条件です。

※世帯主のみの収入で判定するのではなく、世帯全員の方それぞれの収入で判定します。

※住民税均等割課税者に扶養されている者のみで構成される世帯は除きます(市外にお住まいの課税者に扶養されている場合も含む)。

■住民税非課税世帯相当の判定イメージ(例)

| 令和4年1月から 申請月までの任意の 1か月の収入 | × | ≦ | 家族構成例 | 住民税非課税相当限度額 (収入額ベース) |
|---------------------------------|---|---|------------------------|-------------------------|
| 12倍 | | | 単身又は扶養親族等がない場合 | 100.0万円以下 |
| | | | 配偶者・扶養親族(計1名)を扶養している場合 | 156.0万円以下 |
| | | | 配偶者・扶養親族(計2名)を扶養している場合 | 205.7万円以下 |
| | | | 配偶者・扶養親族(計3名)を扶養している場合 | 255.7万円以下 |
| | | | 配偶者・扶養親族(計4名)を扶養している場合 | 305.7万円以下 |
| | | | 障害者・寡婦・ひとり親・未成年の場合 | 204.3万円以下 |

※収入額から控除額を引いた**所得額**での判定で、支給対象となる場合もあります。
詳細は、川口市ホームページ等で確認してください。

【申請方法】 新型コロナウイルス感染症防止のため窓口での申請を避け、別紙(申請書(請求書)・申立書)に記入のうえ、別紙に必要な書類を添えて返信用封筒(所定の切手を貼付)にて郵送してください。

【申請期限】 令和5年9月30日(土)まで(当日消印有効)

令和5年度川口市価格高騰緊急支援給付金についてのお問い合わせは…

令和5年度川口市
価格高騰緊急支援給付金
コールセンター

☎0120-361-233

受付時間

8:30~17:15

※受付期間:令和5年4月24日~
令和5年11月30日
※土・日曜日、祝日も実施します。

家計急変世帯申請書：記入上の注意

世帯主の方を申請者として
ください。

現住所と令和4年1月1日時
点の住所が異なる方は、1月1
日時点の住所を記入してく
ださい。

申請者が属する世帯の方全
員を記入してください。

令和4年1月以降に、住民税均
等割非課税相当まで家計急
変があった申請者に○を記
入してください。

1から8の項目を必ず確認
ください。

提出すべき書類をこの
チェックリストを利用して
そろえてください。
添付した書類には□にモシ
なくチェックを入れてくだ
さい。

上段の誓約・同意の証、また
申立ての証として、記入日と
氏名を記入してください。

令和5年度川口市電力・ガス・食品等 価格高騰緊急支援給付金(家計急変世帯分) 申請書(請求書)

●「簡易な収入(所得)見込額の申立書(別紙)」を添付し、ご提出ください。

川口市長あて
裏面の【誓約・同意事項】に誓約・同意の上、申請します。

川口市
受付印

1 申請・請求者(世帯主)

| | | | | | | |
|------------|-------------------------|------|---------------|------|-------|----------|
| フリガナ 氏名 | ネコウフ タロウ | 性別 | 男 | 生年月日 | 年 月 日 | 55 10 10 |
| 現住所 | 0000-0000 川口市青木2-1-1 | 電話番号 | 0148-258-1110 | | | |

2 申請者が属する世帯の状況

※申請時点の住民票に記載のある世帯全ての構成員

| 氏名(フリガナ) | 続柄 | 性別 | 生年月日 | 令和4年1月1日時点の住所 (現住所と異なる場合に記載) | 世帯主が 世帯主である |
|----------|----|----|--------|---------------------------------|----------------|
| (申請者) | 本人 | 男 | 年 月 日 | | ○ |
| 給付 花子 | 妻 | 女 | 54 8 1 | | ○ |
| | | | | | ○ |
| | | | | | ○ |
| | | | | | ○ |
| | | | | | ○ |

※世帯人員が書ききれない場合は、同様の書式をご準備の上、ご記入ください。

3 振込口座(原則、1の申請・請求者の口座とします。)

※長期開入出金のない口座を記入しないでください。
※下欄に記載し、振込先金融機関口座確認書類を添付してください。
【受取口座記入欄】

| | | |
|----------------|---------------------------|---------------------|
| 金融機関名 | 振込種別 | 口座名義人(カタカナでご記入ください) |
| 0000 | 銀行：普通 振込：普通 | ネコウフ タロウ |
| ゆうちょ以外 ゆうちょ | 支店コード 支店 記号 支店番号 | 口座番号 |
| | 1 2 3 | 1 2 3 4 5 6 7 |

(注)金融機関の口座がない方、金融機関から着しく難れた場所に住んでいる方など、どうしても口座による受け取りが出来ない方は、令和5年度川口市価格高騰緊急支援給付金コールセンター(0120-261-233)にお問い合わせください。

裏面も必ずご確認ください

令和5年度川口市価格高騰緊急支援給付金 誓約・同意事項

私の世帯は、予期せず家計が急変し、住民税非課税世帯となる水準相当に収入が減少しました。以下の全ての誓約・同意事項について確認し、誓約・同意します。

- 令和5年度川口市電力・ガス・食品等価格高騰緊急支援給付金(家計急変世帯分)(以下「給付金(家計急変世帯分)」)という支給要件(※)に該当します。
※給付金(家計急変世帯分)の支給対象となるには、以下の要件を全て満たす必要があります。
ア 世帯の全員が、令和4年度住民税非課税水準相当である。
イ 世帯の全員が、令和4年度住民税が課税されている他の親族等の扶養を受けている世帯ではない。
ロ(注)住民税における親族として、扶養を受けている方から分らないときは、両親や子ども等、家族に確認してください。
ハ 世帯の中に、租税条約による免除の適用を受けている者はいない。
- 既に令和5年度川口市電力・ガス・食品等価格高騰緊急支援給付金の支給を受けた世帯又は当該世帯の世帯主若しくは世帯員であった者のみで構成される世帯ではありません。
- 本給付金は、予期せず家計が急変し収入の減少があった世帯に対し支給するものであり、例えば、事業活動に季節性があるケースにおける閑散期や農産物の出荷時期など、通常収入を得られる時期以外を対象月として給付申請した場合など、予期せず家計が急変し収入が減少したわけではないにも関わらず、支給申請することは、不正行為に該当します。不正支給をした者は詐欺罪に問われ、10年以下の懲役刑に処される場合があります。
- 給付金(家計急変世帯分)の支給要件の該当性等を審査するため、前住所での給付金の受給の有無のほか、市が必要な住民基本台帳情報、税情報等の公簿等の確認を行うことや必要な資料の提供を他の行政機関等に求める・提供することに同意します。
- 公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。
- この申請書は、市において支給決定をした後は、給付金(家計急変世帯分)の請求書として取り扱います。
- この申請書(請求書)の不備・添付書類の不備等があり、審査ができない事由がある場合、令和5年11月30日までに審査ができない事由が解消されない場合は、給付金(家計急変世帯分)が支給されないことに同意します。
- 給付金(家計急変世帯分)の支給後、本申請書の記載事項について虚偽であることが判明した場合や給付金(家計急変世帯分)の支給要件に該当しないことが判明した場合には、給付金(家計急変世帯分)を返還します。

提出書類

- ①「令和5年度川口市電力・ガス・食品等価格高騰緊急支援給付金(家計急変世帯分)申請書(請求書)」(本書)
※必要事項をご記入ください。
- ②「申請・請求者本人確認書類の写し(コピー)」
※申請・請求者の保険証、運転免許証などの写し(コピー)をご用意ください。
(氏名・生年月日・住所の3点が確認できるもの)
- ③「受取口座を確認できる書類の写し(コピー)」
※通帳やキャッシュカードの写し(コピー)など、受取口座の金融機関名・支店コード・口座番号・口座名義人(カナ)を確認できる部分の写し(コピー)をご用意ください。
- ④「申請・請求者の世帯全員の状況を確認できる書類の写し(コピー)」
※申請・請求者の世帯全員の状況を確認できる世帯全員の住民票の写し(コピー)をご用意ください。
- ⑤「令和4年1月1日以降、複数回転居した方」(戸籍の附票の写し(コピー))
- ⑥「簡易な収入(所得)見込額の申立書」(別紙)
- ⑦「任意の1か月の収入」の状況を確認できる書類の写し(コピー)
※「任意の1か月の収入」…給与明細等

※【誓約・同意事項】の確認漏れや、添付書類の不備はありませんか。
(添付書類の不備がある場合、給付を受けられません。)
上記の誓約・同意事項を確認しましたので、下記のとおり署名し、申請します。

| | | | |
|------|---|----|------------------|
| 年 | 月 | 日 | 申請者氏名 (世帯主氏名) |
| 令和 5 | 6 | 15 | 給付 太郎 |

※上記欄の日付、申請者氏名は必ずご記入ください。

簡易な収入(所得)見込額の申立書：記入上の注意

申請書の「2.申請者が属する世帯の状況」に記入した全ての方の状況を記入してください。

この方が扶養する人数を(扶養控除等申告書等に記載の人数)を記入し、下表から、この人数に対応する区分の非課税相当収入限度額を確認し、この額を⑦欄に記入してください。

非課税相当額収入限度額(⑦欄)と年間収入見込額(⑥欄)を比較して、⑥欄のほうが低ければ支給対象(裏面は記入不要)。

記入例②の場合、非課税相当額収入限度額(⑦欄)と年間収入見込額(⑥欄)を比較して、⑥欄のほうが高いため、所得による申請(裏面を記入)。

別紙

簡易な収入(所得)見込額の申立書(家計急変者)

※「令和5年度川口市電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金(家計急変世帯分)申請書」と一緒にご提出ください。

① 申請書の「2.申請者が属する世帯の状況」に記入した者全てについてご記入ください。

| フリガナ 氏名 | 左欄の者が扶養する者の数 ① | 令和4年度住民税課税状況 ② | 障害者控除等の適用 ③ | 任意の1か月で申し立てる月 ④ | 任意の1か月の収入⑤ | | | 年間収入見込額 D×12 ⑥ | 非課税相当収入限度額 ⑦ |
|------------|-------------------|--|---|--------------------|-----------------|--------------------|-------------|----------------------|-----------------|
| | | | | | 給与収入 [A] | 事業収入又は不動産収入 [B] | 年金収入 [C] | | |
| 1 給付 太郎 | 1人 | <input checked="" type="checkbox"/> 課税 <input type="checkbox"/> 非課税 <input type="checkbox"/> 未申告 | <input type="checkbox"/> 障害者 <input type="checkbox"/> 寡婦(夫) <input type="checkbox"/> ひとり親 | 令和5年8月 | 120,000円 | 0円 | 0円 | 1,440,000円 | 1,560,000円 |
| 2 給付 花子 | 0人 | <input type="checkbox"/> 課税 <input checked="" type="checkbox"/> 非課税 <input type="checkbox"/> 未申告 | <input type="checkbox"/> 障害者 <input type="checkbox"/> 寡婦(夫) <input type="checkbox"/> ひとり親 | 令和5年8月 | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 |
| 3 | 人 | <input type="checkbox"/> 課税 <input type="checkbox"/> 非課税 <input type="checkbox"/> 未申告 | <input type="checkbox"/> 障害者 <input type="checkbox"/> 寡婦(夫) <input type="checkbox"/> ひとり親 | 令和 年 月 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 |
| | | | | | 収入合計額 A+B+C=[D] | 円 | 円 | 円 | 円 |

| | | | | | | | | | |
|-------|----|--|---|---------|-----------------|----------|----|------------|------------|
| 給付 太郎 | 1人 | <input checked="" type="checkbox"/> 課税 <input type="checkbox"/> 非課税 <input type="checkbox"/> 未申告 | <input type="checkbox"/> 障害者 <input type="checkbox"/> 寡婦(夫) <input type="checkbox"/> ひとり親 | 令和5年10月 | 0円 | 140,000円 | 0円 | 1,680,000円 | 1,560,000円 |
| 給付 花子 | 0人 | <input type="checkbox"/> 課税 <input checked="" type="checkbox"/> 非課税 <input type="checkbox"/> 未申告 | <input type="checkbox"/> 障害者 <input type="checkbox"/> 寡婦(夫) <input type="checkbox"/> ひとり親 | 令和5年10月 | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 |
| | | | | | 収入合計額 A+B+C=[D] | 140,000円 | 0円 | 円 | 円 |

記入例①
(収入で記入)

記入例②
(所得で記入)

申告で届け出ている人数)

- ② 「令和4年度住民税課税状況」欄には、該当する項目のチェック欄(□)にレを入れてください。
- ③ 「障害者控除等の適用」欄は、該当する控除を受けている場合には、チェック欄(□)にレを入れてください。
- ④ 「任意の1か月で申し立てる月」欄には、住民税非課税相当の収入であった、令和4年1月から申請月までの任意の1か月の月をご記入ください。ただし、令和4年1月から12月までの収入をもとに申請する場合は、令和5年度住民税均等割が課税の世帯でないことが条件です。
- ⑤ 「任意の1か月の収入」欄には、住民税非課税相当の収入であった、令和4年1月から申請月までの任意の1か月の収入をご記入ください。

| | |
|-----------------|--|
| 給与収入 | ※その月の給与収入額をご記入ください。 ※給与明細書などの収入額が分かる書類をご提出ください。 |
| 事業収入 又は不動産収入 | ※その月の事業収入額又は不動産収入額をご記入ください。 ※帳簿などの収入額が分かる書類をご提出ください。 |
| 年金収入 | ※その月の公的年金収入額(非課税除く)をご記入ください。 ※年金振込通知書、年金額改定通知書などの支給額が分かる書類をご提出ください。 |

- ⑥ 「年間収入見込額」欄には、D欄(収入合計額)を12倍した金額をご記入ください。
- ⑦ 「非課税相当収入限度額」欄には、①欄の人数または③欄の控除等の適用に応じて、下表から該当する非課税相当収入限度額をご記入ください。

※ 限度額は下の早見表から、①欄の「左欄の者が扶養する者の数」に応じた状況に対応する欄の金額をご記入ください。
※ 下表の「扶養している親族の状況」は、「同一生計配偶者(所得金額48万円以下の者)」「扶養親族(16歳未満の者も含む)」の合計人数です。
(早見表)

| 扶養している親族の状況 | 非課税相当収入限度額 |
|------------------------|------------|
| 単身又は扶養親族がいない場合 | 100.0万円 |
| 配偶者・扶養親族(1名)を扶養している場合 | 156.0万円 |
| 配偶者・扶養親族(計2名)を扶養している場合 | 205.7万円 |
| 配偶者・扶養親族(計3名)を扶養している場合 | 255.7万円 |
| 配偶者・扶養親族(計4名)を扶養している場合 | 305.7万円 |
| 障害者、未成年者、寡婦、ひとり親の場合 | 204.3万円 |

※ これを超える場合は、上記の被扶養者の人数に応じた区分を適用

所得により申請する場合は、引き続き、裏面をご記入ください。

収入により申請する場合
は記入不要。

表面の⑥欄の年間収入見
込額を転記してください。

各欄に該当する控除額を
記入してください。

下表の非課税限度額早見
表から、扶養人数に応じ
て、該当する金額を記入
してください。

年間所得見込額を計算し
てください。
年間所得見込額 = 年間収
入見込額 - (⑧給与所得
控除額 + ⑨事業収入等
の経費 + ⑩公的年金等控
除) ⑪の額が⑫の額を下回
れば支給対象となります。

② 年間所得により申し立てる場合、申請書の「② 申請者が属する世帯の状況」に記入した全ての者についてご記入ください。

| フリガナ 氏名 | 【収入】 年間収入見込額 ⑥ | 【給与所得控除額】 ⑧ | 【除税】 事業収入等の経費 ⑨ | 公的年金等控除 ⑩ | 【所得見込】 年間所得見込額 ⑪ | 【非課税相当額】 非課税所得限度額 ⑫ |
|------------------------|----------------------|----------------|-----------------------|--------------|------------------------|---------------------------|
| 1 ケウツウ タロウ 給付 太郎 | 1,680,000 | 0 | 700,000 | 0 | 980,000 | 1,010,000 |
| 2 ケウツウ ハナコ 給付 花子 | 0 | | | | 0 | |
| 3 | | | | | | |
| 4 | | | | | | |
| 5 | | | | | | |

※世帯人員が書ききれない場合は、同様の書式をご準備の上、ご記入ください。

【記入上の注意】

⑥「年間収入見込額」欄には、表面の年間収入見込額(⑥欄)の額を転記してください。

⑧「給与所得控除額」欄には、以下の算定式により控除額を計算の上、ご記入ください。

- ① ⑥の額のうち給与収入分(A×12)が162.5万円以下 → 55万円
- ② ⑥の額のうち給与収入分(A×12)が162.5万円超180万円以下 → 給与収入分×40% - 10万円
- ③ ⑥の額のうち給与収入分(A×12)が180万円超360万円以下 → 給与収入分×30% + 8万円
- ④ ⑥の額のうち給与収入分(A×12)が360万円超660万円以下 → 給与収入分×20% + 44万円

⑨「事業収入等の経費」

- ① 事業収入又は不動産収入を記入した方は、当該収入のために要した経費の12か月相当額をご記入ください。
- ② 帳簿等の上記の経費がわかる書類をご提出ください。

⑩「公的年金等控除」の欄には、以下の算定式により控除額を計算の上、ご記入ください。

| | | |
|---------|---------------------|--------------------------|
| 65歳未満の方 | 公的年金等収入分 60万円以下 | → 控除額 → 公的年金等収入分の全額 |
| | 60万円超130万円未満 | → 60万円 |
| | 130万円以上410万円未満 | → 公的年金等収入分×0.25 + 27万5千円 |
| | 410万円以上770万円未満 | → 公的年金等収入分×0.15 + 68万5千円 |
| 65歳以上の方 | 公的年金等収入分 110万円以下 | → 控除額 → 公的年金等収入分の全額 |
| | 110万円超330万円未満 | → 110万円 |
| | 330万円以上410万円未満 | → 公的年金等収入分×0.25 + 27万5千円 |
| | 410万円以上770万円未満 | → 公的年金等収入分×0.15 + 68万5千円 |

⑪「年間所得見込額」の欄には、以下の算定式により計算の上、ご記入ください。

年間所得見込額 = ⑥年間収入見込額 - (⑧給与所得控除額 + ⑨事業収入等の経費 + ⑩公的年金等控除)

⑫「非課税所得限度額」欄には、①欄の人数または③欄の控除等の適用に応じて、下表から該当する非課税相当所得限度額をご記入ください。

※ 限度額は下の早見表から、①欄の「左欄の者が扶養する者の数」に応じた状況に対応する欄の金額をご記入ください。
※ 下表の「扶養している親族の状況」は、「同一生計配偶者(所得金額48万円以下の者)」「扶養親族(16歳未満の者も含む)」の合計人数です。

<早見表>

| 扶養している親族の状況 | 非課税相当所得限度額 |
|------------------------|------------|
| 単身又は扶養親族がない場合 | 45.0万円 |
| 配偶者・扶養親族(1名)を扶養している場合 | 101.0万円 |
| 配偶者・扶養親族(計2名)を扶養している場合 | 136.0万円 |
| 配偶者・扶養親族(計3名)を扶養している場合 | 171.0万円 |
| 配偶者・扶養親族(計4名)を扶養している場合 | 206.0万円 |
| 障害者、未成年者、寡婦、ひとり親の場合 | 135.0万円 |

※ これを超える場合は、上記の被扶養者の人数に応じた区分を適用

Q&A

Q1 非課税世帯向け緊急支援給付金の対象となっていますが、家計急変世帯向け緊急支援給付金の給付も受けられますか。

A1 非課税世帯向け緊急支援給付金の対象となっている場合は、家計急変世帯向け緊急支援給付金の対象となりません。

Q2 申請する月は、令和4年1月以降であれば、どの月を選定してもよいですか。

A2 令和4年1月以降であればどの月を選定しても構いませんが、令和4年1月から12月までの収入をもとに申請する場合は、令和5年度住民税均等割が課税の世帯でないことが条件です。

Q3 給与収入と事業・不動産収入があります。表面では「給付対象ではない」との判定結果になりましたが、事業等の経費を考慮すると住民税非課税相当の所得になりますが、どうしたらよいですか。

A3 申立書表面は事業等の経費を考慮していません。裏面を利用して判定してください。申立書裏面の判定結果で「申請できます」となった場合は、申請書を提出してください。審査の結果、給付金を受け取れない場合もありますので、ご了承ください。

Q4 農産物を出荷しているため収入に季節性がありますが、収入が少ない月を収入減少月として記載してよいですか。

A4 家計急変世帯向け緊急支援給付金は、「予期せず家計が急変したことにより収入が減少した」ことを要件とするため、農産物の出荷やイベントなど元々、収入に季節性がある場合に収入が少ない(ない)月を記載した場合は「予期せず家計が急変したことにより収入が減少した」ことに該当しないため、支給対象となりません。

Q5 申請書を提出した後は市役所からお知らせが届きますか。

A5 支給が決定した場合は、振り込みが完了したことをもって通知に代えさせていただきます。提出いただいた申請書に不備があった場合には不備内容を、支給対象者とならない場合にはその理由を、それぞれ郵送にてお知らせします。

Q6 最近川口市に引っ越してきましたが、川口市で申請できますか。

A6 家計急変世帯向け緊急支援給付金は申請日時時点で川口市に住居登録のある世帯の世帯主が申請できます。申請日時時点で川口市にお住いの方は川口市に申請してください。なお、家計急変世帯向け緊急支援給付金の支給は1世帯あたり1回となります。